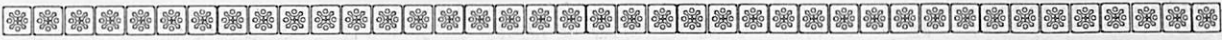


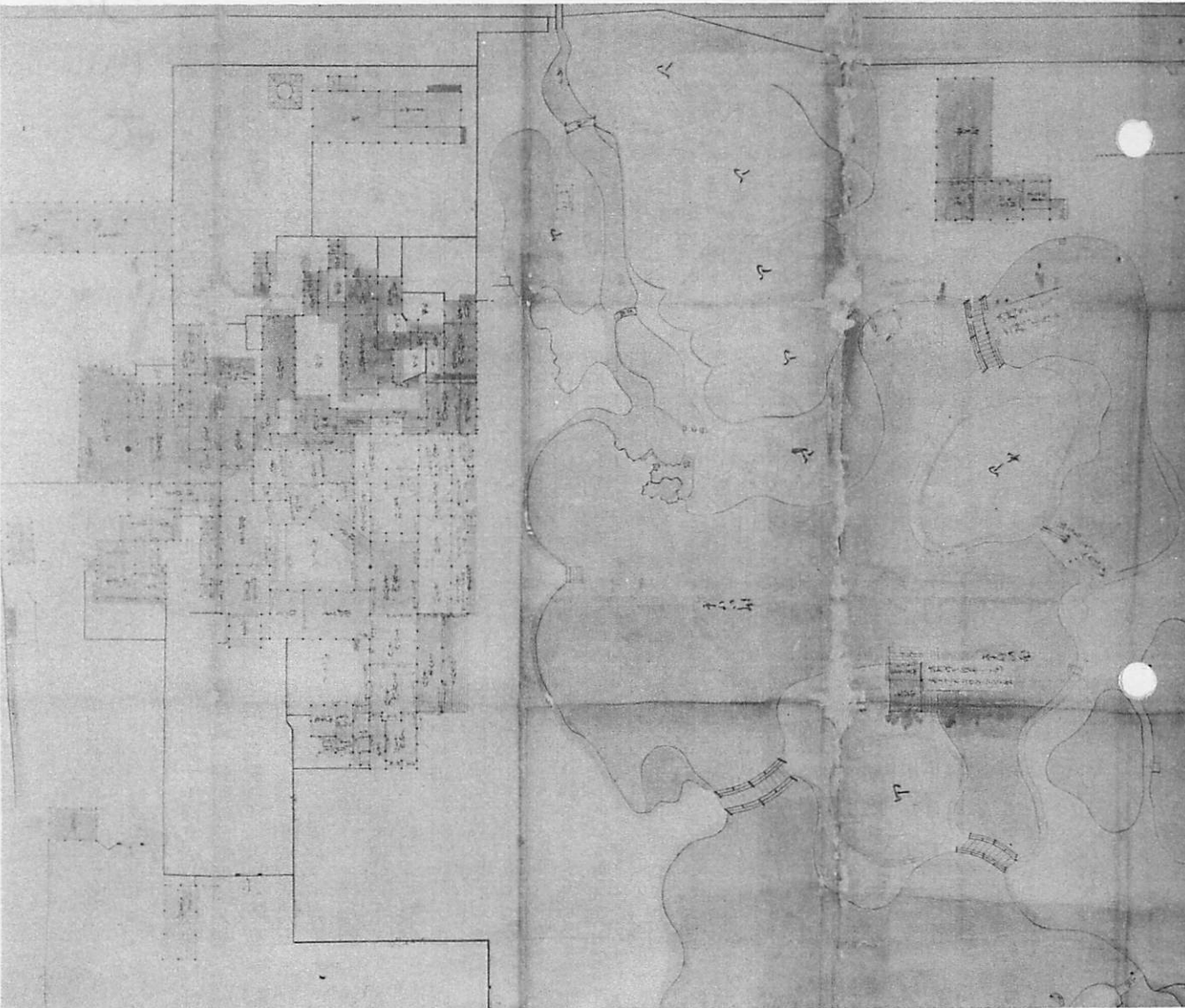
津山市南新座26 市立津山郷土館 TEL(08682)2-4567



郷土館案内

第3号
昭和59年9月30日

津山市南新座26 市立津山郷土館 TEL(08682)2-4567



御対面所

絵図

(部分)

「御対面所」は、藩主が他藩の使者等に謁見する場として、森家二代藩主長継が築いたものである。
松平家は、別邸として利用した。
描かれた年代は、元禄末年から享保期と推定される。

衆楽園について

津山市山北にある「衆楽園」が、江戸時代「御対面所」と呼ばれていたことは周知のとおりである。しかし、明治五年（一八七二）から「借楽園」、同一八年（一八八五）から大正一四年（一九二五）まで「津山公園」と称されていたことや、隣接して西側に「西御殿」と呼ばれた広大な建物が、江戸時代末期に造られていたことは、あまり知られていない。これらについて記した書籍は少なく、僅かに「津山温知会誌」第九編（大正六年刊）により、広大な敷地・庭園・建物等の様子を知ることができる。

さて、明治一五年八月、山北村より岡山県に対し、「衆楽園」の私下願が提出されている。長文ではあるが、興味深い事柄が記されているので次に記す。

借楽園地御下附願（控）

右借楽園ノ儀ハ本村ノ中央ナル耕地中ニアリテ寛文年中國主森内記敷ノ創造ニ係リ別荘ノ地ニシテ御対面所ト称スル者ハ森氏松平氏共ニ他藩主或ハ使者に承接アルノ故を以テ名ツクル所ニ御座候テ其敷地

ニ取揚ラレタル高三拾八石余ノ正租ハ免除相成候得共小物成ハ生地同様支弁シ元禄十年森氏国除後松平氏ニ於テモ依旧御保存ノ如明和中松平越後守殿ハ下情ニ通セラレ候方ニテ貴重ナル田地ヲ遺シ広大ナル游园ヲ設ケ置クハ上下ノ不為ト毎々御噂有之由偶々御入園ノ際先供ノ葦沿道ノ禾一茎ヲ何心ナク抜キ其俣ニ過行候ヲ見請ラレテ手親ラ植直サレタル等ノ事モ御座候次第ニテ其御代ヨリ漸ク園地御取縮ニテ敷地反別町町高反高三拾石余起返トシテ村方へ差戻サレ残ハ石余存在ノ処去ル明治二年旧知事家封土奉還ニ付右園地津山藩へ被引渡其廢藩後北条県へ引継相成候処同県ニテモ保存方無之故歎縁故ヲ以テ知事家へ被相戻彼是園地手入モ出来候場合明治五年壬申衆庶借楽園設置ノ御特令アリテ遂ニ又北条県へ差出サレ右対面所ヲ以テ借楽園ニ御定ニ相成難有御趣意ニ付縦覧人有之上ハ仮令官有地ニ相成候共遺憾無之義ニ候得共參游人モ無之場合津山城取毀タレ該城山ハ

借楽園ト市街ノ中間ニ時立シ遠近ノ眺望モ宜シキヨリ彼ノ地ニ游フ者アルモ借楽園ニハ來觀スル者ナク就テ北条県治中ハ師範学校ニ相用ラレ同十二年コレヲ病流行ノ節ハ避病院ニ充ラレ候程之義ニ御座候其後四年間ハ人跡相絶へ自今ニ至テハ藁葬跡ヲ埋メ恰モ原野ノ状ヲ成シ居候モ敢テ修理ヲ管候者ナク到底保存難相成ニ付去明治十一年已來旧知事家ニ於テ再三下戻願書被差出候処先般中私有ノ確証無之テハ御詮議難相成御指令ノ趣承知仕候勿論御同家ニ於テ地盤所有無之義ハ別紙免定ニ御対面所御取揚地云々及御対面所起返免入地トアルノミニテ明了仕候因テ御同家ニ於テハ前願之義被相止候儀ニ御座候然ル処本村ノ儀ハ津山市街士庶ノ宅地モ過半元高内ニテ慶長已降人民持地高貳百拾石余潰地ニ相成毎歳石敷地ニ対シ支弁スル高懸米拾貳石余ニテ村民ノ困難ハ美作中無比ト称シ來候義ニテ既ニ御対面所ノ内不用地出来候得ハ直ニ村方へ被差戻候先例加之前書高懸多分償費之処ヨリ往年元本村椿高下北町及小田中村之内城代町南新座等不用之道筋開墾之

上該地稅ヲ本村高懸リ助力トシテ合計米壹石五斗九升壹合被下來候繪テ右困難之義ハ旧藩主ニ於テモ深ク御心慮被為在候義ニ御座候該借楽園ノ義モ最早荒廢數年ニ及ヒ全ク有名無実ノ土地ニ相成刺本月五日夜暴風ニテ右園地之小建家二棟吹倒本建家ハ六七步倒掛ケ屋根壁共大破ニ相成樹木モ風折出来連テモ修理ヲ管保存之目的無御座候間先前ノ由緒ヲ以テ何卒村方へ御下附被成下候様仕度勿論旧知事家ニ於テモ年久敷監守人数名ヲ置保存被致候廉ヲ以テ御下附被相願候段者村方ニ於テモ難止義ト奉存候間願之通御下戻被成下候上ハ旧情誼ヲ以テ相当之分配可致存念ニ御座候依之右園地元民有ノ確証及園地并近傍景況見取図且潰地高懸弁納米概算書共相添差上候間篤ト御取調之上下地所御下附被成下度此段奉懇願候也

岡山県下美作国西北条郡
山北村人民惣代
明治十五年八月十九日

平尾恒助
玉置茂七
大谷為吉

岡山県令高崎五六殿御代理

岡山県少書記官高津輝殿
（「津山松平藩文書」）
「御対面所」の築造については、従来明暦年間（一六五五～一六五七）と伝えられているが松平家・山北村よりの私下願には寛文年間（一六六一～一六七二）と記されている。数少ない森家関係資料のうち「森家先代実録」には築造に関する記録が見当たらない。岡山大学所蔵の「武家聞伝記」によると
寛文九四年三月北御屋敷御普請
とあるが「御対面所」と断定できない。今後の調査による。

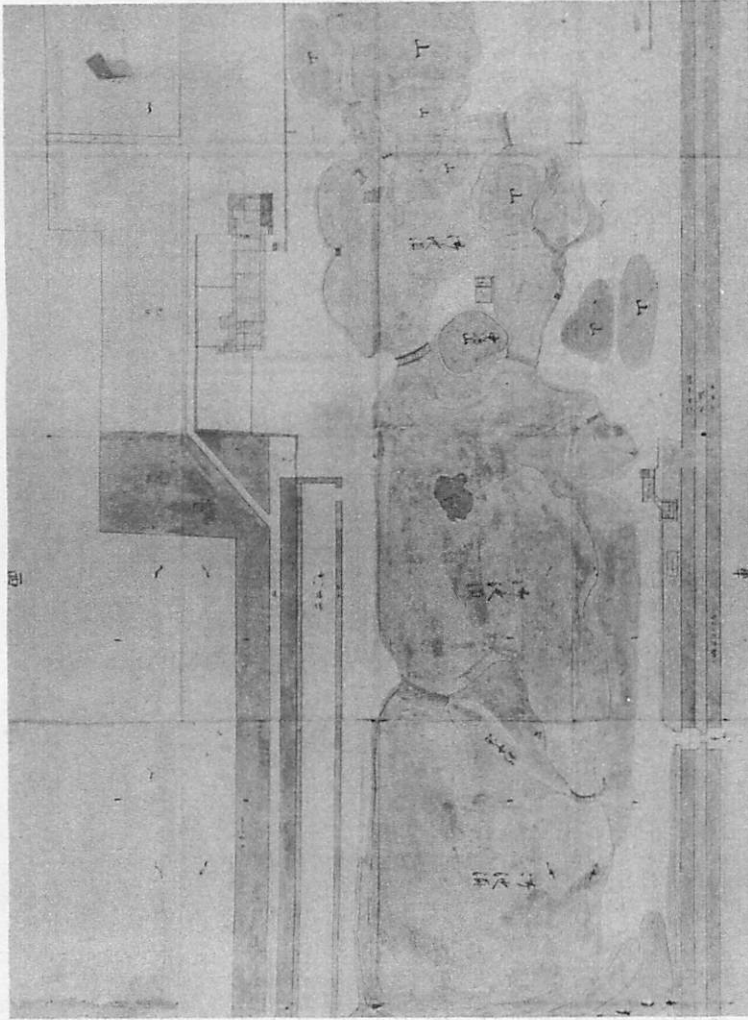
「御対面所」の規模について規模・建物・景観等をよく知り得る図面が、郷土館に二枚ある。一枚は縦二四二、横二二三・五センチと大きいものである。東西一四二間（約二五五・六センチ）、南北一六二間（約二九一・六センチ）、一三三、五〇四坪（約七七、五六三・二平方メートル）という広大な敷地であった。周囲に大溝、これを挟んで外土手・内土手敷（南側の内土手には敷がない）を巡らしており、敷地の中央東約半分は廻遊式庭園と建物が描かれている。（以下この絵図面を「第一図」とする。）

第二図の作製年代は不明であるが、「拾五年御番所」と記した小建物がある。これを元禄五年（一七〇二）あるいは、享保一五年（一七三〇）に建てたものと推定すると、建物の大改築が行われた享保一九年までのものと考えられる。そして、この絵図が森家二代藩主長継によって築かれた「御対面所」の全容をほぼ示したものと思われる。

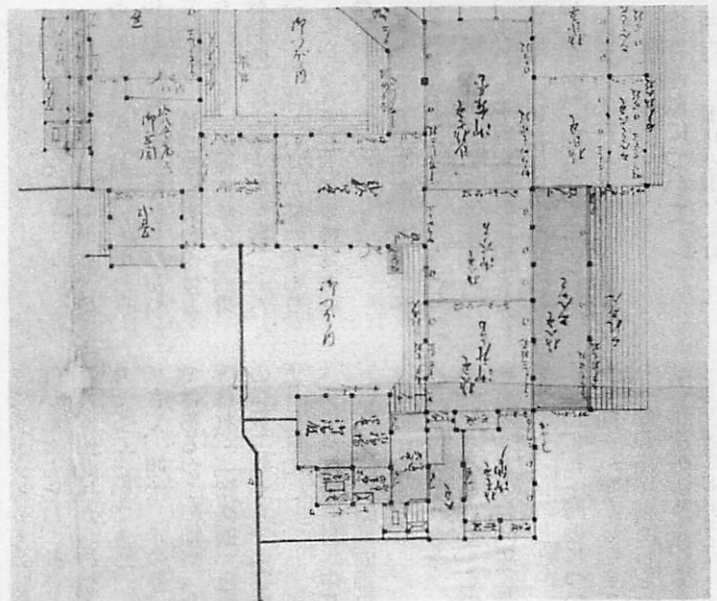
記されておらず、当時どのような利用されていたか不明である。明和七年（一七七〇）松平藩主康哉は園地を縮少し、二ヶ所が田地化された。前記山北村よりの払下願によると反別二町一反とある。第一図の総反別は七町八段三畝一四歩であった。天保二年（一八三二）八月の「御対面所絵図」（以下「第二図」とする）によると、北側の東西七六・五間、南側の東西五五・

五間、南北一六二間で、第一図の空白地を除いたものとはほぼ同じ広さとなっている。

庭園について
全体の景観は、若干の変化がみられる。寛保三年（一七四三）堀の普請が行われた。第一図では、堀中央部に地続きが大きく突出しているが、第二図では、突出部が縮少し、中央に島ができてくる。現在北東の隅は樹木



御対面所絵図「第2図」天保3年（部分）



御対面所主要建物（部分）改築前

が生茂っているが、もとは第一・二図共に矢場であった。明治三年（一八七〇）この地で「曲水の宴」が催されるに際して、植樹と北側中央からの蛇行した水路が、新たに設けられたと考えられる。

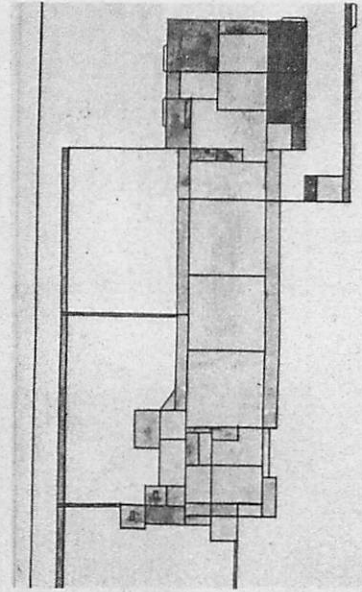
建築物について

第一図に描かれている主建物は、大規模なものであった。一八畳の玄関から一二・二四畳の二

間を入ると庭園に面した主座敷となつている。御座の間（一八畳）・御次の間（一八畳）・舞台（二七畳）とその他大小様々の部屋があった。享保一九年の大改築により七七八割余の部屋が取り払われ第二図のように主座敷と、それに小部屋が附属して残り、跡地は畑地となっている。尚、第一図南端の「御納戸」が現在の「余芳閣」のもので、当初より二階造りであった。時

折この部屋で酒宴が催されていた。
「余芳閣」という名称は、藩政期から明治一八年頃まで全く使われていない。後年つけられた名称である。廢藩後「御対面所」が「借楽園」と改称され、管理が北条県から岡山県に移った時、「余芳閣」とそれにつながる建物教師範学校に使われた。更に、明治二年（一八七九）コレラ病の避病院に利用され、同一五年には大風により大きな損害を受けた。岡山県には全く修繕意欲はなく、前記山北村からの私下願が、その状況をよく物語っている。同一八年松平家の寄附により、ようやく改築されることとなるが、これについては後述する。

次に、「清涼軒」「風月軒」と称する建物も明治一五年に全



御対面所主要建物（天保2年）

壊、同一八年の改築で、名称も後年名付けられた。

「中嶋山」の小建物は、東西二間・南北三間で、御座の間（四畳）・御次の間（八畳）の二間に北・東側に半間のぬれ縁がある。もう一棟は、東側の内土手敷際の南北ほぼ中央に位置しており、東西二間・南北二間で「在郷御茶屋」と第一図に記されている。第二図では、「在郷茶屋（六畳）」に隣接して御次の間（七畳半と十間）が記されている。江戸末期には「田舎茶屋」と称され、酒宴の場にも使用されている。

その他では、矢場に附属の建物・厩・番所なども第一図に見えるが略す。

「御対面所」の利用について
本来は他藩の使者に対する謁

見の場であつたらう。松平氏は入封もない時期には時折ここで面謁しているが、全般的には「別邸」として私的に利用しており、他藩の使者への面謁はもっぱら城内であつた。

さて、「御対面所に御出」は歴代藩主ともに枚挙に遑なく、利用方法も大同小異で多方面におよんでいる。武芸の上覧・狩猟・酒宴が最も多く、時折大音楽・角力も催され、この折には藩士や町人の見学も許されている。宝永期（一七〇四〜一七一〇）には、たびたび能が行われているが、建物が縮小後は全く行なわれていない。天保七年（一八三六）七月二四日

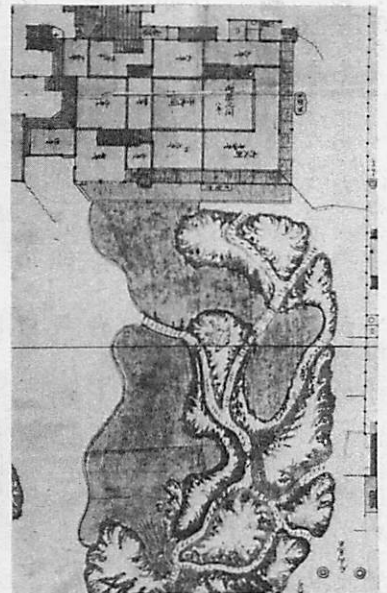
御対面所於御庭榊山村之者益踊被仰付右村之者五拾人余罷出踊御覽被遊（以下略）

とあり、これは珍らしい例である。また、明治三年の「曲水の宴」は、この様子が『衆楽雅藻』として蔵版刊行されている。

「西御殿」について

七代藩主齊孝は、天保二年（一八三一）家督を養子齊民に譲った。翌年「御対面所」の西に隣接して御殿を新築、一〇月五日に入居した。同月六日付「小納戸日記」に

当御殿以来西御殿与可奉唱候段被仰出と記されている。



西御殿（部分）文久3年

この地は元来「御対面所」であつたものが、前記のとおり明治七年山北村農民に払下げられた場所を、再び藩が買いあげたものである。天保四年の『西御殿絵図』によると総坪数二三八四坪、内三八六坪が建物であり、ここから凡そ五五俵半の米が収穫されていた。

同九年齊孝死後は、松尾家により管理されており、文久三年（一八六三）から明治三年（一八七〇）まで齊民の隠居場として利用、同年暮に再び山北村に払下げられ、同九年ごろには全く田地化した。

保存運動について
明治二年藩籍奉還により、「

御対面所」が津山藩へ引渡され、その後北条県から岡山県へと引き継がれたことは、前述しており、また、山北村からの私下願により知ることができる。

さて、明治二年の暮、短期間ではあるがこの地が「北園」と呼ばれ、「衆楽園」と称されるのは翌三年からで、『御家務日記』正月七日に
御染筆御用二付（中略）北園江左之文字御額面御出来可相成御□之事
衆楽園

と記されている。この額が出来上がったのは同年三月二日であった。

次に、私下問題についてみると、同一一年から起きており「松平家津山家務所日記」六月二七日に次のように記されている。

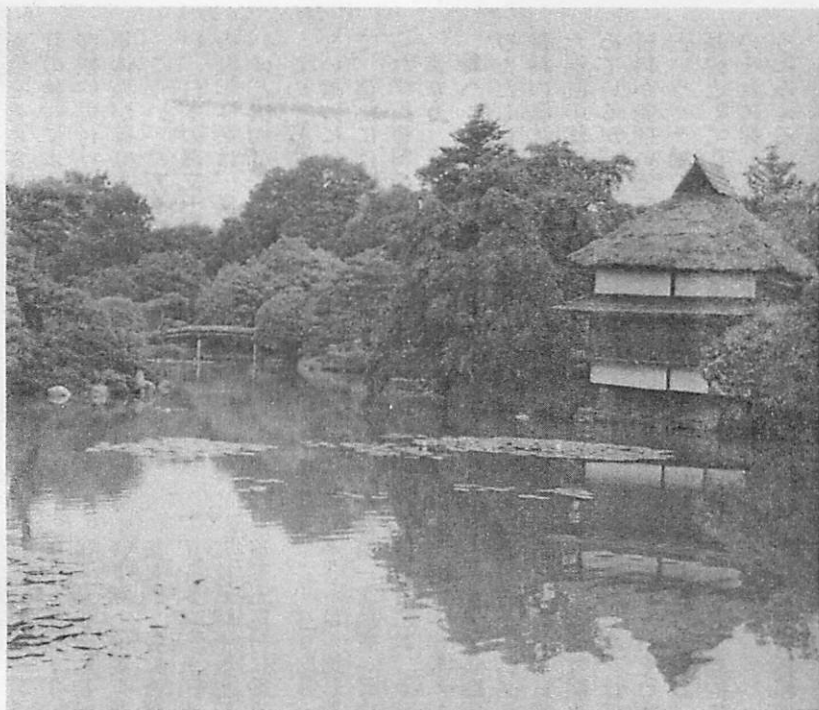
借楽園御下渡し願

今般美作国西北条郡山北村ニ有之借楽園ヲ被廢元城郭地ニ御転換相成候哉ニ伝承候右園地之儀ハ元私儀所有地之処申中借楽園御設ニ付可差出之旨御沙汰ニ依テ庶務課へ引渡(中略)然ル処此度御不用相成候ハ、何卒前書情実之儀御汲取御下渡被成下度此段奉願候也

松平家から、旧藩士平井真澄を代理として、岡山県令宛に出されたものである。この時期松平家では、もともと私有地であった場所を「衆庶借楽」の地として利用する旨により県に差出したもので、不用となれば当然返却されるものと考えていたようである。以後、度々この種の払下願が出された。明治一五年三月八日同日記には、

明治十一年六月以後再三之出願(中略)示来何等ノ御指令モ無御座失望今日ニ至り候得共畜、荒蕪ト成り果無詮事ニ付(以下略)

とあるように、県からの回答がないままであったが、同年六月一日「書面願之趣私有ノ確証無之上ハ難及詮議」との回答を得た。このため、以後の払下願では私有権に触れていない。県の回答後松平家では、再度



衆楽園の近影(部分)

れたのが翌一七年であった。尤も、払下げられたものでなく、整備保存管理費の寄附を県の担当者から暗に示唆され、松平家が了承したためであった。

同年二月二日付「津山御家務日記」に次のように記してある。

園地御保存寄附願

美作国西北条郡山北村字衆楽園之儀ハ数百年來当國中無比之名園ニシテ衆庶借楽之地タレバ贅言ヲ竣サル儀然ルニ追年荒蕪ト成り果此俣ニテ樹木泉石破壊致候儀ハ冥々愛惜遺憾之至ニ付漸次修繕相成年来之状景ヲ換回シ永ク保存公衆之借楽地ニ復シ度至情ニ御座候依之別紙米金仕訳書之通寄附致候条何卒御保存相成度此段図面相添奉願候也

東京府華族

松平康民代理

美作国西北条郡田町

平井真澄印

明治一七年二月廿二日

岡山縣令高崎五六殿代理

岡山縣少書記官高津暉殿

保存・修繕等のための寄附金は二百円で、この内一八七円五角が、

土橋五ヶ所の取替

庭園の掃除・樹木摘込

茶屋二ヶ所を元の場所に建替

仮避病院に使用した建物を取払い、相応の建物を新築

園内入口二ヶ所に土手を新築池土手修繕

に充てられた。また別に、毎年米二〇俵を寄附し、年々の手入・保存をすること、日常の管理は有志の内より撰ぶこととして

いる。これにより、藩政期または明治初期の状景に復元されたことは想像できる。同一八年から名称が「津山公園」と改称された。

大正一四年(一九二五)四月、同公園が岡山県より津山町に移管された。この折、津山町と松平家では次のとおり協議している。

明治一八年來の寄附米を中止替りとして公園附近の土地五段一畝二一歩を寄附

廢園または、売却譲渡の場合

は、松平家に無償で寄附した土地を返却の事

津山町に移管された公園は、旧名の「衆楽園」と改称された。

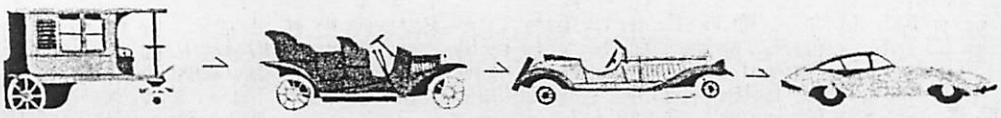
今日「余芳閣」と呼ばれている建物は、昭和五年に第一回にもとづき改築されたものである。「せっかくの名園が……」と人々に惜しまれないことを祈念して擲筆する。

(神尾 齊)

同日付の「美作国西北条郡借楽園低價御払下ケ願」を提出、この中で「全く一己ニ私益ヲ占ムル心底」はもとよりなく、また、岡山公園が低価で池田家に払下げられた例を上げている。このような願いは、津山在住の旧藩士たちからも岡山県に提出され、また、山北村からは前記のとおりである。

同二六年には、払下げられ、田地化した場合、その収益を折半する旨の協議が松平家と山北村でされているが、園地を開墾し樹木泉石を破壊してみても収益は微々たるものであり「衆庶借楽」の公園たることを最も希望しており、これが県に受入ら

弥生土器余話



遺跡の発掘調査報告書を読んだ人に、土器の図ばかりが並んで結局何が問題なのか分からないとよく言われる。もっともなことではあるが、それにはそれだけの理由もある。

土器出現以降の遺跡を発掘調査して、ふつう最も普遍的に発見される遺物は土器片である。

一かからの土器から器は、可塑的素材である粘土をひねり出して製作するものであるため、微細な変化をよく表出する。遺跡出土の土器を丹念に観察すると一連の変化がみられ、そこには変化原理が存在するようにみえる。

同類をいくくりと並びたてると、一連の変遷過程が推測され、それが時間の推移を示すと考えられる場合も多い。

出土層序の検討、同時使用・廃棄を考えさせる一括出土品相互の検討によって、その仮説は客観的裏付けが得られ、土器編年体系が確立されてゆく。

こういった方法を型式学といひ、日本の縄文土器や弥生土器の編年体系は、世界に類をみないほど精緻なものとなっている。

この土器編年を、年代記述のない遺跡にはめこむことによつて、遺跡には時間的秩序が与えられ学術資料の基礎となる。

点から 近年の行政調査とい線へ う無差別発掘は、おびただしい数の資料を輩出し、資料の濫乱というかつてなかった混乱の状況に考古学をおとめているが、反面多方面の土器資料が並びいで、従来の時間というタテ軸の土器観はそれを基礎として広がりというヨコ軸のそれに押し広がりつつあるようにみえる。

「特殊器台型土器」の分布と

「吉備」の原像把握といった議論は、土器論の本質にせまる有力仮説の代表である。

ここでは、土器のもつこういつた諸特性を生かし播磨期の津山の人々が、めまぐるしく変化する社会にどのように対応していったのかを、弥生後期土器のあり方からさぐってみたい。

挿図土器の所屬時期

- 図一 後Ⅰ期 後期初頭
 - 図二、三 後Ⅱ期 後期前葉
 - 図四 後Ⅳ期 後期後葉
- ⅠⅢⅣは、大田十二社遺跡土器編年後期五区分に従う。

「クビ」 図一は、沼E遺跡の差 跡第一次調査一号住居址出土の長頸壺。二は、大田十二社遺跡（現北陵中学校）袋状貯蔵穴PE七号出土の長頸壺である。両遺跡は、三〇〇メートルほどの距離に位置し、日常生活の上では非常に緊密な関係があったと考えられるが、ほぼ同時期の土器群にはそれぞれ大きな特色の相違が認められる。この二点は、その相違を端的に表わしている。

一の壺は、肥厚した口縁部に三条の凹線文を巡らし、土管状

の長い頸部にタテ方向に板小口でかきなで、ヘラ先でラセン状に沈線をめぐらすという県南を中心にして一大土器分布圏を形づく上東式土器の先駆的特徴を示しており、三にあげた岡山市百間川遺跡出土の長頸壺と形態、整形上も酷似し、これが備前地域を中心とする土器伝統の中で製作されたものであることはま

ちがいない。

一方二は、長頸壺という点で一に対応する土器ではあるが、一とは形態・整形上大いに異なる伝統に属するものである。直接の出自推定は類例がなく現状では困難であるが、究極は畿内の長頸壺の系譜に連なる可能性もある。両者に示される土器群の相異は、即伝統の相異といえる。

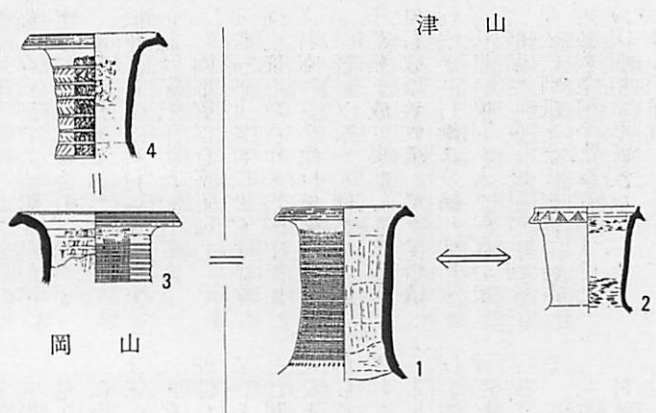


図1 | 1. 沼E遺跡第1次調査1号住居址出土、未公表資料
 2. 大田十二社遺跡袋状貯蔵穴PE7出土
 荷解上の混乱により当時出土遺構を確定できず、報告書には図示していない。
 3.4. 岡山市百間川遺跡出土

焼け跡の 図二一五、六は、中から 沼の京免遺跡一九九号住居址出土の壺二点で、火災住居の床面に残された一括資料。確実に一家族所有の土器である。

口縁部を除く両者の形態・整形上の特徴はほぼ同一の土器伝統の内で理解できるもので、きわめて近い関係のものが製作したという印象をいだかせる。しかし

五の口縁部の特徴は山陰地方の九重式土器の特色を呈し、二重口縁を呈する直立した口縁部外面に櫛状工具による平行沈線文をめぐらしている。

二つの土器伝統が分割統合した結果出来上がったものとみることができるとはできるであろう。

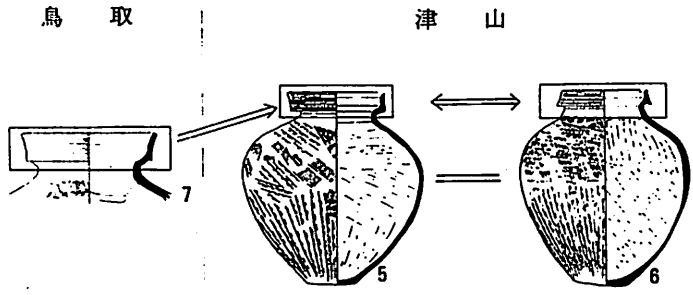


図2 5.6. 沼京免遺跡 199号住居址出土
7. 鳥取県東伯町三保遺跡出土

図三一八も京免遺跡一九九号住居址出土の一括遺物で、壺に並ぶ甕も同様な傾向を示すという例に呈示したものである。もっともこれは山陰地方(特に倉吉方面)からの搬入品の可能性の強いものであるが、全形が復元できる適当なものは今のところこれ一点しかないために代表

させた。この種の甕破片は、大田十二社遺跡や京免遺跡で多量に発見されており、確実に在地生産されたと思われるものが多く、復元形も八に似た器形のものが多い。九は鳥取県東伯町三保遺跡出土の土器で、これとの比較をすれば八に代表される土器が山陰的な土器伝統にどっぷりつかって製作されたものであることがわかる。

一〇は、この期の「在地的甕」で、後一期の土器とあまり大きな変化がないため古くみられ八と九は全く時期のかけはなれたものとみなされがちであった。両者の統合形態はまだ明らかとなっていないが、共時発見されることもあって、共存して使用されていたことは明らかである。ここで誤解を受けないために一言するならば、九はこの種の甕としてはやや新しい部類に入るものであるということ、両者は、大田十二社遺跡2式期という土器形式上の時期区分内における二局面を構成することが明らかであるということである。

光は東 図四一一は、大田方より 十二社遺跡袋状貯蔵穴PE五五出土の甕形土器。胴外面をキザミを入れた羽子板状

の用具でタタキしめた痕跡をそのままとどめる畿内第五様式に発する甕形土器の諸特徴をもっている。一三、一四は、大阪府の若江北遺跡出土品。一五、一六は兵庫東姫路市の長越遺跡出土のもので、一一は一三→一五→一一の系統につらなることは明瞭である。ただこの種の甕形土器の内面の仕上げは、畿内

・播磨のものはこの時期まではナデ及び刷毛仕上げが一般であるが、一一は美作の土器によくみられる荒いヘラ削りのまま仕上げられており、在地で作られた外来系土器であることを示している。さらにそのことを明瞭に示すのは一二の土器で、これは、津山市綾部穴田遺跡出土と伝えられるものである。

(実物は上半部しか見あたらず下半は搬入品とみられるが大田十二社遺跡PE五五出土のもので補った半分想像図である。) 一七の土器と

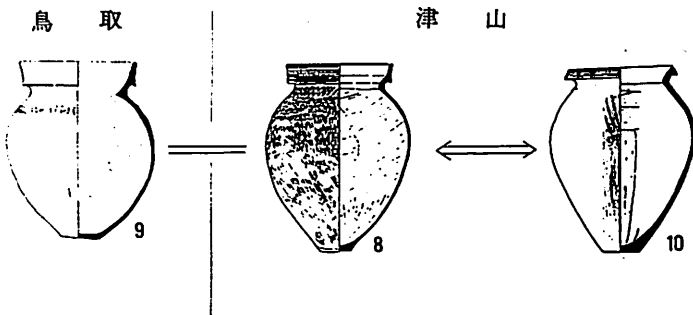


図3 8. 沼京免遺跡 199号住居址出土
9. 鳥取県東伯町三保遺跡出土
10. 久米町米家山遺跡群落山遺跡出土

見くらべてみるとよくわかることであるが、一七は在地土器といえる器形で、その口縁部が異質の手法によるタタキ成形土器に取り付いており、また内面には、在地的な荒いヘラ削り痕を残しているのである。これなどは、誰がみても二十器伝統の融

合形態を示すとみるだろう。
 後Ⅱ期でみたのと同じような現象が、大田十二社遺跡、綾部穴田遺跡出土と伝えられる後Ⅳ期のものにも認められるということであり、その相違は対象となる地域は一方が中国山地北半

部、他方が畿内から播磨、但馬方面にあるということである。人と人の関係 以上わずかなとしてみれば 資料のみ呈示し単純化して説明してきたが、重要なのは全般として津山盆地の弥生時代後期の土器は、外来

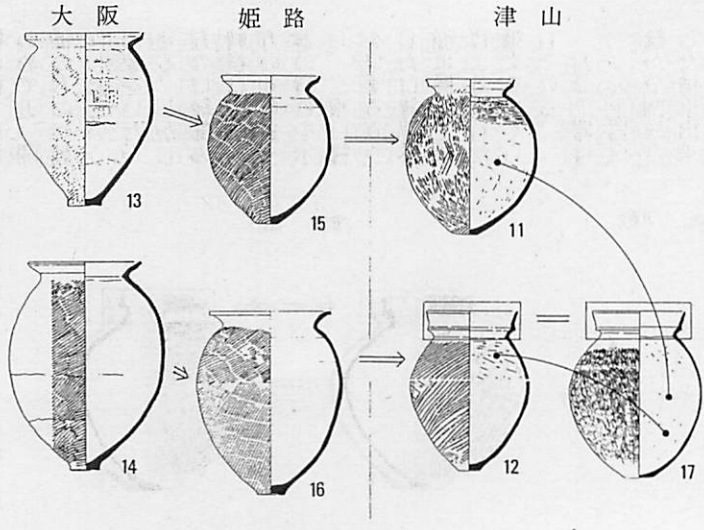


図4 11.17.大田十二社遺跡袋状貯蔵穴P E 55出土
 12. 綾部穴田遺跡出土(下半大田十二社P E 55出土品)
 13.14.大阪市若江北遺跡出土
 15.16.姫路市長越遺跡出土

要素による変容が激しく、その存立の規定要因を形成しており、中期弥生土器の静的構造とは対象的なことである。「美作」の土器は、「吉備」の残景と常識的にはよく考えられがちであるが、実際には「吉備」の土器伝統の影響も多系的な外来要素の一つにすぎず、日本海側ないしは東部地域の伝統がそれにもまして強く反映しているとみられる場合が多い。

それは単に日常土器という文化要素の一つにあらわれた現象とはいえず、土器のもつ土着的な特性からみれば、生活文化の基底を暗示するものでもある。従って、その土器のあり方から相当突込んだ議論も可能なようにみられる。

このような従来の地域性のワクをはみだした土器伝統の多系的な流入融合現象を引きおこしたのは、日常レベルの人的交流をおいて他にはなく、その背景をなしたのは、階層化に伴う外部世界への拡大志向であろう。原始社会にあつては、異社会との交易は親縁関係に基づく人的関係としてあらわれることが多い。一般的背景として階層化の動きに伴った活動であつたとすれば、そのきずなは、系譜意

識の強化につながるものであり、この時期の墓制のあり方は、血縁組織を基軸とした社会上の再編過程を物語っているようにみえる。

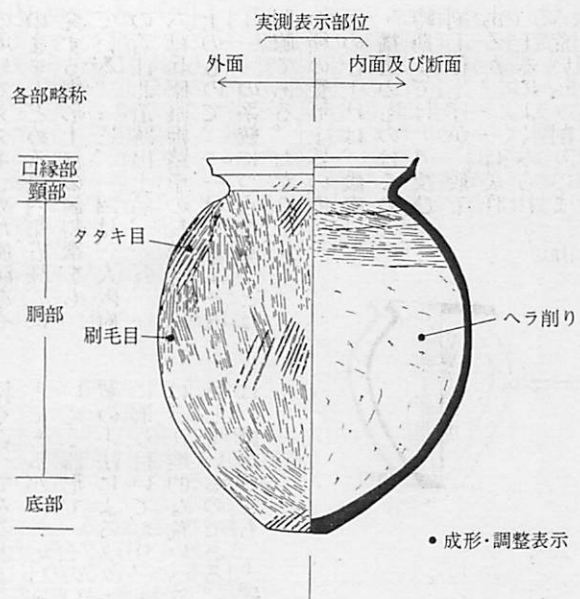


図5 土器実測図凡例

特殊器台の分布が「吉備」の領域を示しているとしても、日常土器にみるかぎり少くとも外縁部に交換地帯を生みだすような分節構造をもつものであつて、交換地帯における新たな動向は社会変換をせまる契機ともなりえるものである。

地域性を越えた前方後円墳の出現に示されるような新たな社会変換をせまる契機ともなりえるものである。

会秩序が生みだされてくる上で、交換地帯の動向は重要な要因をはらんでいたということはまだ大いにありえたことのように思われる。

(中山俊紀)